

〈基準額算定方法〉
合計交付基礎点数×1,000円

■ 交付要綱8（3）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	72,751
			標準	69,287
		21人～40人	都市部	146,106
			標準	139,148
		41人～60人	都市部	243,585
			標準	231,986
		61人～80人	都市部	342,798
			標準	326,475
		81人～100人	都市部	441,107
			標準	420,102
		101人～120人	都市部	539,265
			標準	513,585
		121人以上	都市部	637,498
			標準	607,141
	訓練事業等整備加算		都市部	30,835
			標準	29,366
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	101,550
			標準	96,715
	短期入所整備加算		都市部	8,368
			標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,725	
		標準	9,262	
障害児相談支援整備加算		都市部	6,951	
		標準	6,620	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	4,629	
		標準	4,409	
小規模グループケア整備加算		都市部	14,927	
		標準	14,216	
避難スペース整備加算		都市部	26,839	
		標準	25,561	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	40,032
			標準	38,126
		21人～40人	都市部	80,592
			標準	76,754
		41人～60人	都市部	134,571
			標準	128,163
		61人～80人	都市部	189,078
			標準	180,074
		81人～100人	都市部	243,585
			標準	231,986
		101人～120人	都市部	297,414
			標準	283,251
		121人以上	都市部	352,071
			標準	335,306

	<u>訓練事業等整備加算</u>	都市部	30,835
		標準	29,366
	<u>大規模訓練設備等整備加算</u>	都市部	101,550
		標準	96,715
	<u>短期入所整備加算</u>	都市部	8,368
		標準	7,970
	<u>発達障害者支援センター整備加算</u>	都市部	9,725
		標準	9,262
	<u>障害児相談支援整備加算</u>	都市部	6,951
		標準	6,620
	<u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</u>	都市部	4,629
		標準	4,409
	<u>避難スペース整備加算</u>	都市部	26,839
		標準	25,561
<u>増築整備（既存施設の現在定員の増員）</u>		都市部	20,054
		標準	19,099
<u>障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）</u>		都市部	6,951
		標準	6,620
<u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）</u>		都市部	4,629
		標準	4,409
<u>避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）</u>		都市部	26,839
		標準	25,561

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(●●年●月●日社援発第●●号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	199,044
			標準	184,813
		41人 ~ 60人	都市部	331,508
			標準	307,807
		61人 ~ 80人	都市部	466,369
			標準	433,026
		81人 ~ 100人	都市部	599,915
			標準	557,024
		101人 ~ 120人	都市部	733,771
			標準	681,310
		121人 ~	都市部	867,240
			標準	805,237
	訓練事業等整備加算		都市部	41,989
			標準	38,987
	短期入所整備加算		都市部	9,511
			標準	8,831
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,146	
		標準	12,206	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(●●年●月●日社援発第●●号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。